

議案第34号

小野市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

小野市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年5月29日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

地域再生法等の改正に基づき、本社機能等を有する施設の移転や拡充
を行う事業者に対する税制優遇措置の期間を2年間延長するため。

小野市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

小野市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年小野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号イ」に改める。

第2条中「第5条第19項」を「第5条第18項」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「）第7条」を「）第8条」に改める。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）は、この条例の公布の日又は地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。